

○ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五号）新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 講習（第三十八条―第三十八条の四の五）</p> <p>第八章の二 雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の八）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。</p> <p>一 令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由（以下この項において「やむを得ない理由」という。）により法第百一条第一項に規定する免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けることができなかった者で、法第九十二条の二第一項に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は同項に規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）となるものやむを得ない理由を証するに足りる書類</p> <p>二 二七（略）</p> <p>2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 講習（第三十八条―第三十八条の四の三）</p> <p>第八章の二 雑則（第三十八条の四の四―第三十九条の八）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。</p> <p>一 海外旅行、災害又は令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由（以下この項において「やむを得ない理由」という。）により法第百一条第一項に規定する免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けることができなかった者で、法第九十二条の二第一項に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は同項に規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）となるものやむを得ない理由を証するに足りる書類</p> <p>二 二七（略）</p> <p>2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定</p>

する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）
第三十八条第十六項の高齢者講習終了証明書

二（略）

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十六項の証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

2 (略)	(略)	(略)
----------	-----	-----

（免許証の更新の申請等）

第二十九条（略）

2・3（略）

4 更新申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、更新申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 令第三十七条の六第一号に掲げる者
第三十八条第十六項の高齢者講習終了証明書

二（五）（略）

5（九）（略）

する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）
第三十八条第十五項の高齢者講習終了証明書

二（略）

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十五項の証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

2 (略)	(略)	(略)
----------	-----	-----

（免許証の更新の申請等）

第二十九条（略）

2・3（略）

4 更新申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、更新申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 令第三十七条の六第一号に掲げる者
第三十八条第十五項の高齢者講習終了証明書

二（五）（略）

5（九）（略）

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合 (略)	事項 (略)
法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 一 免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の交付年月日及び免許証番号 三 法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四 第十八条第一項第二号に該当する者にあつては、その旨
法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別) 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合 (略)	事項 (略)
法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 一 免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証の交付年月日及び免許証番号 三 法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四 第十八条第一項第二号に該当する者にあつては、その旨

	受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 通知をした年月日
(略)	(略)

(運転禁止処分等)についての報告事項)
 第三十七条の六 法第七百七条の六の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第七百七条の四第一項後段の規定による通知をしたとき。 法第七百七条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する法第七百三十四条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは法第七百七条の五第三項において準用する法第七百三十四条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が法第七百七条の五第十項において準用する法	一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別 二 通知をした年月日 一 処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別 二 処分に係る附属書九の国際運転免許証、附属書十の国際運転免許証又は外国運転免許証の別、番号、発給年月日、発給地及び発給機関 三 処分に係る国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類 四 処分の理由

(略)	(略)

(運転禁止処分)についての報告事項)
 第三十七条の六 法第七百七条の六の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別 二 処分に係る附属書九の国際運転免許証、附属書十の国際運転免許証又は外国運転免許証の別、番号、発給年月日、発給地及び発給機関 三 処分に係る国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類 四 処分の理由 五 処分の期日及び処分に係る期間

<p>第三百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき。</p>	<p>五 処分の期日及び処分に係る期間</p>
--	-------------------------

(講習)

第三十八条 法第八十条の二第一項第一号に掲げる講習(第十五項において「安全運転管理者等講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 一三 (略)
- 二 二五 (略)

6 法第八十条の二第一項第六号に掲げる講習(第十六項において「原付講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 一四 (略)
- 七・八 (略)

9 法第八十条の二第一項第九号に掲げる講習(第十五項において「指定自動車教習所職員講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 一三 (略)
- 十 一三 (略)

14 法第八十条の二第一項第十四号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

一 運転者としての資質の向上に関する事、自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自転車の運転について必要な知識について行うこと。

(講習)

第三十八条 法第八十条の二第一項第一号に掲げる講習(第十四項において「安全運転管理者等講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 一三 (略)
- 二 二五 (略)

6 法第八十条の二第一項第六号に掲げる講習(第十五項において「原付講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 一四 (略)
- 七・八 (略)

9 法第八十条の二第一項第九号に掲げる講習(第十四項において「指定自動車教習所職員講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 一三 (略)
- 十 一三 (略)

- 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - 三 自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - 四 講習時間は、三時間とすること。
- 15 | 16 (略)

(自転車運転者講習の受講命令の方法)

第三十八条の四の四 法第百八条の三の四の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

(自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項)

第三十八条の四の五 法第百八条の三の五の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第百八条の三の四の規定による命令をしたとき。	一 命令を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二 命令の理由 三 命令をした年月日 四 命令に係る期間
危険行為（法第百八条の三の四に規定する危険行為を	一 危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び

14 | 15 (略)

自転車運転者講習を受けたとき。	いう。以下この表において同じ。）をしたとき。
一 自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二 自転車運転者講習を受けた年月日	性別 二 危険行為の種類 三 危険行為をした地の都道府県名及び危険行為をした年月日

(運転免許取得者教育に係る報告等)

第三十八条の四の六 (略)

(運転免許取得者教育に係る報告等)

第三十八条の四の四 (略)

自転車運転者講習受講命令書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
道路交通法第108条の3の4の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。	
命 令 を 受 け る 者	住 所 氏 名 年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
命 令 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十八（第四十三条関係）

第一片	㊦ 納付書・領収証書 国庫金		(番号)	
	(注意) 1 金額欄の数字の訂正はできません。 2 この納付書は3枚1組となっていますから3枚とも納付場所に提出して下さい。	住所	一般会計 内閣府主管 (番号)	
		氏名	(取扱庁名(番号))	
	納付区分 仮 本 指	納付場所 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店	金額	万 千 百 十 円
	普通指 知 告 示	納付期限 平成 年 月 日 限り	現金納付 上記の金額を領収しました。	
平成 年 月 日		(領収日付印)		
納付期限後に納付することはできません。				

別記様式第二十八（第四十三条関係）

第一片	㊦ 納付書・領収証書 国庫金		(番号)	
	(注意) 1 金額欄の数字の訂正はできません。 2 この納付書は3枚1組となっていますから3枚とも納付場所に提出して下さい。	住所	一般会計 内閣府主管 (番号)	
		氏名	(取扱庁名(番号))	
	納付区分 仮 本 指	納付場所 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店	金額	万 千 百 十 円
	普通指 知 告 示	納付期限 平成 年 月 日 限り	現金納付 上記の金額を領収しました。	
平成 年 月 日		(領収日付印)		
納付期限後に納付することはできません。				

第二片

㊤ 領 収 控 国庫金		(年 度)	(番 号)				
住 所		一般会計	内閣府主管 (番 号)				
氏 名 殿		(取扱庁名 (番 号))					
納付場所 日本銀行本支店、代理店又は 歳入代理店		金 額	万	千	百	十	円
納付期限 平成 年 月 日限り		上記の金額を領収 しました。 (領 収 日 付 印)					

第二片

㊤ 領 収 控 国庫金		(年 度)	(番 号)				
住 所		一般会計	内閣府主管 (番 号)				
氏 名 殿		(取扱庁名 (番 号))					
納付場所 日本銀行本支店、代理店又は 歳入代理店		金 額	万	千	百	十	円
納付期限 平成 年 月 日限り		上記の金額を領収 しました。 (領 収 日 付 印)					

⑤ 領収済通知書 国庫金

第三片	納付者通知票		住所		(年度)	(番号)
	(番号)		氏名		一般会計	内閣府主管 (番号)
	通知	平成 年 月 日	納付場所 日本銀行本支店、代理店又は 歳入代理店		(取扱庁名(番号))	
	金額	万 千 百 十 円	納付期限 平成 年 月 日限り		金額 万 千 百 十 円	
	納付期限	平成 年 月 日			上記の金額を領収 しました。	
	領収	平成 年 月 日			(領収日付印)	
納付区分	仮 本 指					
告知 指	平成 年 月 日	(歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地)				

- 備考
- 1 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 第1片の「⑤」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。
 - 4 「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。
 - 5 納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に「再○○」（○○は警察署名等）を押印するものとする。
 - 6 各片の右最上欄の番号及び第3片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
 - 7 用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦9センチメートル、横21センチメートルとする。
 - 8 日本工業規格JIS S 5012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1及び2にかかわらず、左から納付書・領収証書・領収控及び領収済通知書の順に連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることことができる。この場合には、7にかかわらず、3片を連続して接続した用紙の大きさは、おおむね縦11センチメートル、横28センチメートルとする。
 - 9 上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第4号書式の備考によるものとする。

⑤ 領収済通知書 国庫金

第三片	納付者通知票		住所		(年度)	(番号)
	(番号)		氏名		一般会計	内閣府主管 (番号)
	通知	平成 年 月 日	納付場所 日本銀行本支店、代理店又は 歳入代理店		(取扱庁名(番号))	
	金額	万 千 百 十 円	納付期限 平成 年 月 日限り		金額 万 千 百 十 円	
	納付期限	平成 年 月 日			上記の金額を領収 しました。	
	領収	平成 年 月 日			(領収日付印)	
納付区分	仮 本 指					
告知 指	平成 年 月 日	(歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地)				

- 備考
- 1 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 第1片の「⑤」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。
 - 4 「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。
 - 5 納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に「再○○」（○○は警察署名等）を押印するものとする。
 - 6 各片の右最上欄の番号及び第3片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
 - 7 用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦9センチメートル、横21センチメートルとする。
 - 8 上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第2号書式の備考によるものとする。